

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第220号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第284号及び第286号）
 - (1) 石川県立金沢泉丘高等学校及び石川県立小松高等学校に関し、令和3年4月1日以降、労働安全衛生法に基づいて、①衛生管理者が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料及び②産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料（以下「文書1」という。）
 - (2) 石川県立金沢泉丘高等学校及び石川県立小松高等学校に関し、令和3年10月28日以降、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料（以下「文書2」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定

3 担当課（所）
石川県教育委員会事務局庶務課

4 審査請求等の経緯

	文書1	文書2
(1) 公開請求	R3. 10. 28	R3. 12. 29
(2) 不存在決定	R3. 11. 10	R4. 1. 12
(3) 審査請求	R3. 11. 20	R4. 1. 24
(4) 諮問	R3. 12. 10	R4. 2. 28
(5) 答申	R4. 7. 22	

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条第2号	<p>1 主な争点</p> <p>審査請求人は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則により、産業医については毎月一回、少なくとも二月に一回、衛生管理者については、少なくとも毎週一回、巡視を実施する措置義務が実施機関に課されており、巡視の状況又は結果の記録があつてしかるべきである等の主張している。</p> <p>これに対し、実施機関は、本件審査請求の対象となった公文書（以</p>

	<p>下「本件対象文書」という。)を作成しておらず、これを保有していないことを確認したため、「公文書の作成義務がないため。」との理由を示して不存在決定を行ったと主張している。</p> <p>2 審査会の判断</p> <p>産業医及び衛生管理者の巡視について、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、巡視の状況又は結果の記録については、特筆すべき事項がなかったことや法令上必ずしも記録を作成する必要はないと認識していたため、本件対象文書を作成していない。</p> <p>また、本件における産業医の委嘱は、巡視に限らず産業医としての職務を包括的に委ねるものであり、その報酬を毎月定額で支払うこととなっているため、巡視の実施日を特定できる記載のある文書は、特に報酬を支払う際の必要書類とはなっていないため、存在しないとのことであった。</p> <p>したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張については、特段、不自然な点が認められず、本件対象文書が実際に作成されていない以上、不存在の決定については不合理とは言えないと思料する。</p> <p>(詳細については、答申書本文を参照のこと。)</p>
--	---

答申第220号

答 申 書

令和4年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和3年10月28日に、石川県情報公開条例（平成12年12月19日石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、別表に掲げる項目番号（以下「項目番号」という。）1から4までの公文書について公開請求を行った。また、令和3年12月29日に項目番号5及び6の公文書について同様に公開請求を行った。

以下、項目番号1から6までの公文書の公開請求を「本件公開請求」という。

2 実施機関の決定

（1）不存在決定

実施機関は、令和3年11月10日付けで、項目番号1及び2について、不存在の決定（本件処分1及び2）をした。また、令和4年1月12日付けで、項目番号5及び6について、不存在の決定（本件処分5及び6）をした。

各処分においては、次のとおり公文書を保有していない理由を付して、審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

公文書の作成義務がないため。

（2）公開決定

実施機関は、令和3年11月10日付けで、項目番号3及び4に対し、公文書を特定し、公開の決定（本件処分3及び4）を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年11月20日に、本件処分1及び2を不服として、行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。また、令和4年1月24日に、本件処分5及び6を不服として、同様に審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和3年12月10日に、条例第19条第1項の規定により、本件処分1及び2の取消しに係る審査請求につき、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して諮問を行った。また、令和4年2月28日に、本件処分5及び6の取消しに係る審査

請求につき、同様に諮問を行った。

5 諮問案件の併合

上記2件の諮問案件は、いずれも石川県立金沢泉丘高等学校及び石川県立小松高等学校(以下「両校」という。)に関し、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号。以下「法」という。)に基づいて、衛生管理者又は産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料の不存在の決定に対してなされた審査請求に係るものである。

については、行政不服審査法第39条により、当審査会は、これらの諮問案件を一括して審議し、答申することとした。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分1、2、5及び6を取り消し、公開請求に対応する公文書特定し、その公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由要旨

両校は、事業場の規模として、常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想することから、法に基づき、産業医及び衛生管理者の巡視の実施の措置義務を負うものである。

しかしながら、産業医又は衛生管理者が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料について、「公文書の作成義務がないため。」とする公文書を保有していない理由の提示は、以下のとおり不合理である。

なお、実施機関から審査請求人あてに弁明書が送付され、反論書の提出を求めたが、審査請求人から、期限までに反論書の提出はなかった。

(1) 産業医の巡視に係る文書について

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号。以下「規則」という。)第15条第1項により、毎月一回、少なくとも二月に一回、産業医の巡視を定期的実施する措置義務が実施機関に課されていることから、巡視の状況又は結果に関わる資料があつてしかるべきである。

通常、産業医は外部の医師であるから実施機関が費用を支出して巡視を委ねるものであり、作業場等の巡視の状況に関し、産業医が自宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあつてしかるべきである。

産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した実施機関の職員が作成していると考えことは社会通念上合理的である。

「公文書の作成義務」があるから作成するものではなく、労働安全衛生に関わる労使紛

争が発生した場合に備えて、事業者が労働者への安全配慮義務を果たしていたことを立証するための資料であるから、義務の有無に関わらず、作成すべき文書である。

(2) 衛生管理者の巡視に係る文書について

規則第11条第1項により、少なくとも毎週一回、衛生管理者の巡視を実施する措置義務が実施機関に課されており、衛生管理者や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であることから、作業場の巡視の記録を衛生管理者又は巡視に同行した実施機関の職員が作成していると考えerことは社会通念上合理的である。

産業医の作業場等の巡視が毎月一回行われていない場合、衛生管理者が行う巡視の結果は、産業医に情報提供されているはずである。仮に、産業医へ電話等で口頭により伝達されている場合、何らかのメモとして結果が残されていると予想することは合理的である。当該メモは、衛生管理者が作業場の巡視を行った日を記録したものとして職務上作成し、当該実施機関の職員が産業医へ伝達するものとして組織的に用いられていることから、条例第2条第2項本文に規定する「公文書」に該当するものと思料する。

衛生管理者の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料を「公文書の作成義務がないため。」作成又は取得していないとすることは、結果的に法に違反することとなり、又は行政文書の定義の理解に誤りがあり文書の特定が不十分であることから、理由として不合理である。

(3) 公文書作成の措置義務について

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年4月1日教育委員会訓令第4号。以下「規程」という。）第3条第1項において「すべての事務の処理は、文書によることを原則とする。」、同条第2項において「文書は、正確かつ迅速に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理されなければならない。」、第13条において「電話又は口頭により受けた重要な事項は、その要領を記録するものとする。」と規定されており、実施機関において、原則として行政文書作成の措置義務があるとされている。

ひとたび、実施機関が任用する職員が実施機関を相手取り、国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）第1条第1項の規定により、実施機関の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、実施機関は、衛生管理者及び産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。こうした場面で、法の規定に基づく衛生管理者及び産業医の作業場等の巡視を行った実施日、状況又は結果が分かる資料が不存在である場合には、実施機関は、その正当性を主張することが困難となる。

したがって、これまで衛生管理者及び産業医の作業場等の巡視に関わる記録が作成されておらず、保存されていないということは、規程第3条第2項に規定する「事務が円滑適正に行われるように処理」ができないことになる。また、こうした訴訟の書証となりうる資料は、規程第13条に規定する「重要な事項」に該当しないとす余地はない。

第4 実施機関の主張要旨

本件処分1、2、5及び6について、実施機関として、請求のあった公文書を作成しておらず、保有していないことを確認したため、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（中略）公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」とする条例第11条第2項の規定により、これらの処分を行ったものである。

また、これらの処分に係る公文書不存在決定通知書の「公文書を保有していない理由」欄には、公開請求のあった対象期間において該当公文書を作成していない理由を示すため「公文書の作成義務がないため。」と示したところである。

なお、規程第3条第1項では「すべての事務の処理は、文書によることを原則とする。」とされているが、同項の規定はあくまでも原則であり、全ての事務処理について例外を認めないものではない。また、規程第13条では「電話又は口頭により受けた重要な事項は、その要領を記録するものとする。」とされているが、同条に関しても、該当事案がないと判断し記録の作成をしていないものである。

これらの理由から、本件処分1、2、5及び6について、違法又は不当な点はない。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例第1条では、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の公開及び情報提供施策の総合的な推進を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的とする。」と規定している。また、条例第3条では、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。」と定めている。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象文書

本件公開請求に係る対象文書は、項目番号1、2、5及び6の内容が記載された公文書（以下「本件対象文書」という。）である。

3 関係法令について

両校とも、教職員50人以上の規模の事業場であることから、法及び労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）第4条及び第5条の規定により、それぞれ衛生管理者及び産業医を選任する必要がある。

(1) 産業医

産業医は、規則第15条により、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、規則第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果の情報等の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

(2) 衛生管理者

衛生管理者は、規則第11条第1項により、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

4 本件対象文書の存否について

産業医及び衛生管理者の巡視について、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関からは、次のとおり説明があった。

産業医による巡視については、年に数回実施し、衛生管理者による巡視については、教頭をもって充て、基本的に毎日実施しているところである。その期間において、その状況や結果について特筆すべき事項がなかったことや、法令上必ずしも記録を作成する必要はないと認識していたため、本件対象文書を作成しておらず、不存在として決定したとのことであった。

また、本件における産業医の委嘱は、巡視に限らず産業医としての職務を包括的に委ねるものであり、報酬の支払いについては、特別職非常勤職員としての報酬を毎月定額で支払うこととなっているため、巡視の実施日を特定することのできる記載のある文書は、特に報酬を支払う際の必要書類とはなっていない。このことから、かかる文書は不存在であるとのことであった。

したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張については、特段、不自然な点が認められず、本件対象文書が実際に作成されていない以上、本件処分1、2、5及び6の不存在の決定については、不合理とは言えないと思料する。

なお、令和4年3月に、県教育長から県立学校長に対して、労働安全衛生管理の一層適切な運用を図るため、保健管理医（産業医）及び衛生管理者の定期巡視に係る記録の整備についての方針が示され、その後は、産業医及び衛生管理者による巡視について記録しているとの申し添えがあった。

5 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会はその当否を判断する立場になく、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる「審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

当審査会の判断は以上であるが、文書の作成及び管理は、情報公開の前提であり、条例第31条に基づき、適切に運用されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月10日	○ 諮問を受けた。(諮問教庶第1249号)
令和4年2月28日	○ 諮問を受けた。(諮問教庶第1610号)
令和4年2月28日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和4年4月26日 (第325回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年5月24日 (第326回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年6月14日 (第327回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(別表)

本件公開請求に係る処分内容

項目番号	本件公開請求の内容	処分区分	処分番号
1	石川県立金沢泉丘高等学校に関し、令和3年4月1日以降、労働安全衛生法に基づいて、 (1) 衛生管理者が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料 (2) 産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料	不存在	本件処分1
2	石川県立小松高等学校に関し、令和3年4月1日以降、労働安全衛生法に基づいて、 (1) 衛生管理者が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料 (2) 産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料	不存在	本件処分2
3	石川県立金沢泉丘高等学校に関し、学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号)第22条第2項により令和3年4月1日以降に提出のあった学校医執務記録簿	公開	本件処分3
4	石川県立小松高等学校に関し、学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号)第22条第2項により令和3年4月1日以降に提出のあった学校医執務記録簿	公開	本件処分4
5	石川県立金沢泉丘高等学校に関し、令和3年10月28日以降、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料	不存在	本件処分5
6	石川県立小松高等学校に関し、令和3年10月28日以降、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料	不存在	本件処分6